

「研究会のルール」

前文

「パートナーシップで進めるまちづくり」の推進に向け、「町民会議」から報告された「パートナーシップ」なかしべつ提言をもとに、具体的な取り組みを実行するための方法論や課題の検証、実践に取り組むため、町民委員、町職員による「中標津町パートナーシップ推進研究会」を設置します。

この研究会は、住民と行政が主体的に参画し、自立した活動を展開する。研究会においては、自由闊達な発言や新たな発想を最大限に尊重し、それぞれの立場を保障するために、下記の「研究会のルール」を定める。

1. 活動のルール

- (1-1) 研究会は、町民委員と町職員の主体的な参加と自主的な運営により実施する。
- (1-2) 町民委員と町職員は、研究会において、自由な活動と発言を行なう。
- (1-3) 研究会は、立場を越えて中標津の「パートナーシップで進めるまちづくり」について、「パートナーシップ」なかしべつ提言を基に、検証、検討、実践に取り組む。
- (1-4) 研究会において、政治・宗教・営利活動等を一切行なわない。
- (1-5) 研究会は、必要に応じて会長が召集する。
- (1-6) 研究会に欠席又は遅刻する場合、研究会開催日の前日までに、事務局へ連絡する。

2. 発言のルール

- (2-1) 研究会の開催にあたっては、議題を明示し、発言が偏らないよう公平な運営に配慮する。
- (2-2) 発言は、手短に、わかりやすく発言し、他の発言者の話しを遮るような発言は慎み、円滑な研究会進行に努める。
- (2-3) 発言は、属する特定の地域、団体や組織の利害に関する発言などに偏らないようにする。
- (2-4) 発言は、特定の人や団体を誹謗中傷するようなことはしない。
- (2-5) 発言において、属する団体や組織としての責任を負うことはない。
- (2-6) 欠席者は、文書で発言することができる（事務局へ提出）。

3. 意見集約のルール

- (3-1) 研究会での合意形成は、出席メンバー全員一致を原則とする。やむを得ない場合は、出席メンバーの半数以上の賛成でその結論とすることができる。また、必要な場合は、少数意見を併記する。
- (3-2) 意見を集約するだけでなく、結論に至るプロセスを重視するとともに、少数意見を尊重し、参考意見を添付することができる。

4. 公開のルール

- (4-1) 研究会は公開を原則とする。
- (4-2) 研究会の日程は、決まり次第、町ホームページ、まちづくり情報コーナー、総合文化会館、計根別支所、企画課で公表する。
- (4-3) 傍聴の許可は、会場の都合等を考慮して行なう。
- (4-4) 傍聴人は、傍聴人名簿に記載する。
- (4-5) 傍聴人は、研究会において発言することが出来ない。
- (4-6) 研究会の写真及びビデオ撮影、録音については研究会の許可を必要とする。
- (4-7) 研究会概要の閲覧は、町ホームページ、まちづくり情報コーナー、総合文化会館、計根別支所、企画課で行なうことができる。

5. 行政・関連機関との調整のルール

- (5-1) 研究会の協議に必要となる資料の提示や説明、又は関連機関へ調査等を依頼する場合には、事務局に依頼する。

6. 個人情報の保護のルール

- (6-1) 研究会の参加者（町民委員、町職員、傍聴人、ファシリテーター、事務局、その他の参加者）は、個人情報の保護の重要性を十分認識し、他人の利益を害することがないように努めなければならない。

7. ファシリテーター、事務局の役割

- (7-1) ファシリテーターは、研究会の運営を円滑に進めるよう努める。
- (7-2) 事務局は、研究会の運営を円滑に進めるよう支援する。

8. 「研究会のルール」改正のルール

- (8-1) 「研究会のルール」は、委員総員の2/3以上の賛成をもって改正することができる。

9. その他

- (9-1) 上記の事項に定めのないものは、研究会において協議して定めるものとする。

研究会を傍聴される方へ

研究会を傍聴される方につきましても、上記のルールをお守りいただきますので、よろしくご協力の程お願いいたします。